

双葉消防本部支援調整 会議の設置について

消防・救急課

1 はじめに

1. 福島支援全国消防派遣隊の発隊

福島第一原子力発電所の事故により、管轄区域のほとんどが避難指示区域に指定され、また、退職職員の増加により消防活動体制の維持が困難な状況にあった双葉地方広域市町村圏組合消防本部（以下、「双葉消防本部」という）からの協力要請を受け、全国消防長会及び福島県消防長会の調整により、今年の4月1日に福島支援全国消防派遣隊が発隊しました。

半年にわたる派遣期間中、福島県内を含む全国22消防本部（下記のとおり）、延べ195名の消防職員が派遣され、双葉消防本部の一員として火災の巡回警戒のみならず、火災や救助等の災害現場において被害を最小限にとどめる等、その任務を十分に果たされました。

消防職員を派遣した全国22消防本部

福島県内の派遣（7消防本部）

- ・白河地方広域市町村圏消防本部
- ・会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部
- ・郡山地方広域消防組合消防本部
- ・福島市消防本部
- ・喜多方地方広域市町村圏組合消防本部
- ・安達地方広域行政組合消防本部
- ・伊達地方消防組合消防本部

福島県外からの派遣（15消防本部）

- ・札幌市消防局
- ・さいたま市消防局
- ・東京消防庁
- ・川崎市消防局
- ・京都市消防局
- ・神戸市消防局
- ・松山市消防局
- ・福岡市消防局
- ・仙台市消防局
- ・千葉市消防局
- ・横浜市消防局
- ・名古屋市消防局
- ・大阪市消防局
- ・広島市消防局
- ・北九州市消防局

2. 派遣隊の活動終了

双葉消防本部は消防職員の新規採用により、職員数を



危険排除（倒木）活動の様子



基本防ぎょ訓練の様子



福島支援全国消防派遣隊帰隊式の模様
(9月30日、双葉消防本部において)

震災前の水準に復する目途が立つ等消防力が回復しつつあることから、双葉消防本部の意向を踏まえて予定通り

9月末をもって活動を終了することとなりました。

2 双葉消防本部支援調整会議

1. 双葉消防本部における今後の課題

双葉消防本部では引き続き、①管轄区域のほとんどが避難指示区域であり住民が全く居住していない町村もあることから、消防団等の地域の防災活動が十分でなく、②消防職員は、放射線量を管理しながらの活動を強いられており、③緊急的な消防施設や消防水利の確保対策は一定程度進んだが、将来を見据えた消防体制を検討する必要がある、等の課題を抱えています。

2. 双葉消防本部支援調整会議の設置

このため、消防庁では新たな支援の枠組みとして、双葉消防本部管内の消防活動上の課題を継続的に把握し必要な支援を行うため、双葉消防本部、福島県、全国消防長会、福島県消防長会及び消防庁で構成する「双葉消防本部支援調整会議」を設置しました。



第1回双葉消防本部支援調整会議
(大石消防庁長官の挨拶)
(9月28日、福島県自治会館において)

3 終わりに

双葉消防本部が管轄する地域住民の安心・安全の確保のため、双葉消防本部支援調整会議等を通して、引き続き消防庁においてもサポートを行ってまいります。

(参考)

双葉消防本部支援調整会議設置要綱

(趣旨)

第1条 双葉地方広域市町村圏組合消防本部（以下「双葉消防本部」という。）の管轄区域内の消防活動上の課題を継続的に把握するとともに、双葉消防本部への支援等について必要な検討・調整を行うため、「双葉消防本部支援調整会議」（以下「調整会議」という。）を設置する。

(検討・調整事項)

第2条 調整会議では次に掲げる事項を検討・調整する。

- (1) 双葉消防本部の消防活動上の課題に対する支援等に関する事項
- (2) 福島県消防広域応援隊及び緊急消防援助隊による支援体制に関する事項
- (3) その他必要と認める事項

(委員)

第3条 調整会議は次に掲げる団体の委員で構成し、消防庁の委員が座長を務めるものとする。

- (1) 消防庁
- (2) 双葉消防本部
- (3) 福島県
- (4) 全国消防長会
- (5) 福島県消防長会
- (6) その他必要と認める団体

(庶務)

第4条 調整会議に係る庶務は、消防庁消防・救急課が処理する。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は委員の協議により決定する。

附 則

この要綱は、平成25年9月28日から実施する。

問い合わせ先

消防庁 消防・救急課 花田
TEL: 03-5253-7522